令和８年10月

第10回　つくば市農業委員会総会議事録

日　　時　　令和８年10月13日　午後１時30分

場　　所　　つくば市役所　コミュニティ棟３階　会議室Ａ・Ｂ

出　席　委　員

１番	關　元章	２番	飯泉　厚彦
３番	横田　晋吾	４番	飯島　秀幸
５番	飯岡　宏記	６番	石田　真也
７番	中島　信夫	９番	岡田　　実
10番	雨貝　洋子	11番	白石　　悟
12番	對崎　徳男	13番	大野　博司
14番	石島　　繁	15番	加園　秀信
16番	吉田　新一	17番	青木　道子
19番	野堀　良夫	20番	飯島　孝一
21番	遠藤　道夫	22番	飯野　和男
24番	蛯原　　昇		

欠　席　委　員

８番　　関口　和美

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海　秀秋
農業行政課	課長補佐	飯泉　亮成
農業行政課	係　　長	小池　和弘
農業行政課	係　　長	西村　孝之
農業行政課	主　　任	田中　良拓

１．本日の会議に付した案件

日程第１　議事録署名委員の選任について

日程第２　議案第　１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第　２号　農地法第４条の規定による許可について

議案第4号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について
議案第　４号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第　５号　現況証明の発行可否について
議案第　６号　買受適格証明の発行可否について
議案第　７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
議案第　８号　農業経営強化促進法第19条第６項の規定による地域計画変更案に対する意見について
議案第　９号　非農地の決定について
日程第３　報告第　１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第　２号　農地法第４条第１項第７号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　３号　農地法第５条第１項第６号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
報告第　４号　農地法第５条の規定による制限除外の農地の移動届について
報告第　５号　農地法第18条第６項の規定による通知について
報告第　６号　農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後１時30分　開会】

事務局（鳴海事務局長）
本日は、お忙しい中、令和８年第10回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。
開会に当たりまして、飯野会長から御挨拶いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会　　長（飯野　和男）
皆さん、こんにちは。御苦労様です。９月は大変に雨が多く、畑や田での作業は苦労された方も多いと思います。特に、田については、稲刈りが残っている方もおられるかと思いますが、頑張っていただきたいと思います。
今日は、お忙しいところ御苦労様です。

事務局（鳴海事務局長）
ありがとうございました。
総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第６条により、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は飯野会長にお願いしたいと思います。

開会の宣告

会　　長（飯野　和男）

それでは、ただいまから令和８年第10回総会を開会します。

これより議事に入りますが、本日、議席８番の関口委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和８年第10回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第１　議事録署名委員の選任について

議　　長（飯野　和男）

まず、日程第１、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第２５条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席20番飯島孝一委員、議席21番遠藤道夫委員にお願いします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いします。

日程第２に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第２　議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議　　長（飯野　和男）

それでは、日程第２、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎德男委員

さる 10 月 6 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号１番について、野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号２番について、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号３番、４番については同一申請人のため一括して説明します。

申請人は水稲・野菜・果樹・観葉植物を作付けしている農家で、申請地には野菜・芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号１番から４番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いします。

飯泉厚彦委員

さる10月５日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号５番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号６番について、野菜を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号５番、６番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いします。

蛯原　昇委員

さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号７番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号８番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号７番、８番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

さる10月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号９番については、申請者は芝を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です

提出番号10番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請者は果樹を作付けしている農地所有適格法人で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号12番については、申請者は水稲、野菜、果樹等を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号13番、14番については、同一申請者のため、一括して説明します。

申請者は、水稲を生産する農地所有適格法人で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号９番から14番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員

さる 10 月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 15 番については、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 16 番については、水稲・野菜・栗等を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です

以上のことから、提出番号 15 番・16 番については農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員
　さる 10 月 7 日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号 17 番については、申請者は、水稲、野菜、小麦、そばを作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。
　提出番号 18 番については、申請者は、水稲、野菜、果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。
　提出番号 19 番については、申請者は、水稲、野菜を作付けしている農家で、申請地には　水稲を作付けする予定です。
　以上のことから、提出番号 17 番から 19 番については農機具等を確保しており、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　以上で、議案第１号の説明及び報告が終わりました。
　これより質疑に入ります。
　質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、議案第１号に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　議案第１号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第１号　農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可については、許可することに決定します。

議案第２号　農地法第４条の規定による許可について

議　　長（飯野　和男）

次に、議案第２号　農地法第４条の規定による許可についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）
議案第２号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
まず、谷田部地区分について、飯泉委員、お願いします。

飯泉厚彦委員
さる10月５日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号１番について農地区分は、第３種と判断しました。
申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を、共同住宅用地として申請するものです。
許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅２棟を建築する計画で、資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号２番について農地区分は、第３種と判断しました。
申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を、共同住宅用地として申請するものです。
許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅１棟を建築する計画で、資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号３番について農地区分は、第３種と判断しました。
申請者は、新たに不動産業を営むべく、住環境がよく、需要が見込まれる申請地を、共同住宅用地として申請するものです。
許可後の利用方法は、木造２階建ての共同住宅２棟を建築する計画で、資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
以上のことから、提出番号１番から３番については、一般基準に適合のうえ、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いします。

蛯原　昇委員
さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号４番について農地区分は、第２種と判断しました。

申請者は、申請地に隣接して飲食店を営んでいますが、来客用駐車場が不足し、業務に支障を来していることから、駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理としたうえで、５台分の駐車スペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号４番については、一般基準に適合のうえ、第２種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号５番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、農業と太陽光発電事業を営む個人です。

今般、既存の営農型太陽光発電施設の一時転用期間満了に伴い、再申請するものですが、許可期間が切れてしまっていることから、顛末書が添付されております。

許可期間は、令和８年10月13日から令和11年10月12日までで、３年間の一時転用です。

許可後の利用方法は、既に設置されている305Wパネル160枚を引き続き利用し、下部農地には、現在と同様に水稲を作付けする予定です。

資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号５番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第２号　農地法第４条の規定による許可については、許可することに決定します。

議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議　　長（飯野　和男）
次に、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号１番、２番については、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号４番、14番と関連する一体の事業であることから、議案第３号については、議案第４号の審議と併せて議題とすることでよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
それでは、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認については、議案第４号の審議と併せて議題とします。

議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議　　長（飯野　和男）
次に、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを一括して議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）
議案第３号、議案第４号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
只今、事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員

さる10月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号１番について農地区分は、第３種と判断しました。

申請者は、持ち家住まいですが、将来のことを考え、申請地を新たに取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号１番については、一般基準に適合のうえ、第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、飯泉厚彦委員、お願いします。

飯泉厚彦委員

さる10月５日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号２番について農地区分は、第３種と判断しました。

申請者は県外に本店を置く、不動産業を営む法人です。

周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、２階建ての建売住宅１棟を建築する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号３番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号４番と議案第３号の提出番号１番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第３号の提出番号１番は、令和３年11月12日付け、つくば農委指令第43号をもって農業用資材置場用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第４号の提出番号４番について農地区分は、第３種と判断しました。

申請者は、現在、社宅住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号５番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は県内で不動産業を営む法人です。

周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅２棟を建築する計画で、資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号６番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は県内で不動産業を営む法人です。

周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建売住宅２棟を建築する計画で、資金については、自己資金で賄い関係法令協議は整っています。

提出番号７番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、自己資金と借入金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号８番について農地区分は、第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄（まかな）い、関係法令協議は整っています。

提出番号９番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は市内で不動産業を営む法人です。

周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を借り受け、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は敷地内浸透処理、全面砕石敷きとし、普通自動車43台分の駐車スペースを確保する計画です。

資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号10番について、農地区分は第２種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号11番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄（まかな）い、関係法令協議は整っています。

提出番号12番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は市内で不動産業を営む法人です。

周辺環境より需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地16区画、緑地帯、開発道路を整備する計画です。

資金については、自己資金で賄（まかな）い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、議案第３号の提出番号１番については、承認しても差し支えないと思われます。

議案第４号の提出番号２番から12番については、一般基準に適合のうえ、第２種農地の例外許可規定、第３種農地の許可基準に該当(がいとう)しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、茎崎地区分について、蛯原委員、お願いします。

蛯原　昇委員

さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号13番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号14番と議案第３号の提出番号２番については、一体の計画のため、一括して説明します。

議案第３号の提出番号２番は、令和５年１月16日付け、つくば農委指令第３号をもって建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第４号の提出番号14番について農地区分は、第３種と判断しました。

申請者は、現在の住まいが老朽化に伴い、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号15番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号16番については、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在借家住まいですが、結婚を機に将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、議案第３号の提出番号２番については、承認しても差し支えないと思われます。

議案第４号の提出番号13番から16番については、一般基準に適合のうえ、第３種農地の許可基準に該当（がいとう）しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員
　さる10月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号17番について、農地区分は第１種と判断しました。
　申請者は、市内で介護サービス業を営む法人です。
　今般、知的障害者の方を対象とした通所型の生活支援施設を開設すべく、申請地を取得し、社会福祉施設用地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、周囲をブロックで囲い、木造平屋建ての施設１棟を建築し、普通自動車７台分の駐車スペースを確保する計画です。
　資金については、グループ会社からの融資で賄う予定です。
　提出番号18番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、県外に本店を置き、不動産業を営む法人です。
　今般、周辺環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地４区画と開発道路を整備する計画です。
資金については、自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。
　提出番号19番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、現在、市内の賃貸テナント店舗で美容院を営んでおりますが、店舗が手狭で、業務に支障をきたしていることから、新たな店舗を建築すべく申請するものです。
　許可後の利用方法は、木造平屋建ての店舗１棟を建築し、来客用駐車場５台分、従業員用駐車場２台分、搬入車両待機用のスペースを確保する計画で、資金については、自己資金と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
　提出番号20番について、農地区分は第１種と判断しました。
　申請者は、現在実家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。
　資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
　提出番号21番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、市内で不動産業を営む法人です。
　今般、周辺環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建築条件付売買予定地として申請するものです。
　許可後の利用方法は、建築条件付売買予定地16区画、公園、開発道路を整備する計画です。
　資金については、自己資金、協力会社からの融資、金融機関からの融資で賄（まかな）い、関係法令協議は整っています。
　提出番号22番について、農地区分は第３種と判断しました。
　申請者は、現在借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅

用地として申請するものです。
資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号23番について、農地区分は第２種と判断しました。
申請者は、市内で建設業を営む法人です。
今般、既存の資材置場が手狭になっていることから、申請地を取得し、新たな資材置場用地とすべく、申請するものですが、添付書類に不足があることから、継続審議といたしました。
以上のことから、提出番号23番については継続審議。
提出番号17番から22番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定および第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員
さる10月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号24番について農地区分は、第３種と判断しました。
申請者は、現在、市内の借家に住んでいますが、手狭なため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものです。
資金については、金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号25番について農地区分は、第２種と判断しました。
申請者は、現在、実家に住んでいますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものです。
資金については、金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。
提出番号26番について農地区分は、第１種と判断しました。
申請者は、現在、実家に住んでいますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請されたものです。
資金については、金融機関の融資で賄い、関係法令協議は整っています。
以上のことから、提出番号24番から26番については、一般基準に適合のうえ、第１種農地、第２種農地の例外許可規定、および第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号27番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号28番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在、夫婦それぞれが実家と借家に住んでおりますが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番について、農地区分は第１種と判断しました。

申請者は、市内で土木建設業を営む法人です。

今般、申請地の近隣で公共工事を受注したことから、資材置場用地として借り受けるべく申請するものですが、許可を得る前から使用してしまっていることから、始末書が添付されています。

期間は令和８年10月31日から令和９年５月31日までの一時転用です。

許可後の使用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、仮設事務所２棟、仮設倉庫１棟を設置し、大型ダンプ２台、作業員用駐車場４台分のスペースを確保する計画で、資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号30番について、農地区分は第１種と判断しました。

申請者は、市内で旅客自動車運送業を営む法人の役員です。

今般、自身が役員を務める法人で使用している、業務車両の駐車場が手狭で、業務に支障をきたしていることから、新たな駐車場を確保すべく、申請地を取得し、貸駐車場用地として、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理としたうえで、大型バス７台、普通自動車19台分の駐車スペースを設ける計画です。資金については、自己資金で賄う予定です。

提出番号31番について、農地区分は第３種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。

資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号27番から31番については、一般基準を満たしており、第１種農地の例外許可規定、および第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第３号、議案第４号の説明及び報告が終わりました。

議案第４号の提出番号23番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に

審議します。
議案第４号の提出番号23番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、提出番号23番に対する質疑を終結します。
これより採決します。
提出番号23番については、雨貝委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号23番については、継続審議とします。
続いて、議案第３号、並びに議案第４号の提出番号１番から22番、24番から31番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、これにて議案第３号、並びに議案第４号の提出番号提出番号１番から22番、24番から31番に対する質疑を終結します。
これより採決します。
議案第３号、並びに議案第４号の提出番号１番から22番、24番から31番について、承認及び許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の事業計画変更の承認について、議案第４号　農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号１番から22番、24番から31番について、許可することに決定します。
なお、提出番号12番、21番につきましては、転用する面積が30ａを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可することにします。

議案第５号　現況証明の発行可否について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第５号　現況証明の発行可否についてを議題とします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）
　議案第５号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）
　ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。
　まず、豊里地区分について、對崎委員、お願いします。

對崎徳男委員
　さる 10 月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号１番については、20 年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっています。
　提出番号２番については、20 年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっています。
　以上のことから、提出番号１番、２番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。
　続きまして、谷田部地区分について、飯泉厚彦委員、お願いします。

飯泉厚彦委員
　さる 10 月５日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
　提出番号３番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっています。
　提出番号４番については、不耕作により山林状態となり、現在も同様の状況となっています。
　以上のことから、提出番号３番、４番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
　以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
　ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いします。

雨貝洋子委員

さる10月５日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号５番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号６番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

提出番号７番については、20年以上前から宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

なお、こちらの土地については、農用 地区域内 農地のため、所管する市農業政策課に確認したところ、長期にわたり、宅地の状態であることから、農業委員会として非農地と判断することについてやむを得ないとの意見をいただいています。

以上のことから、提出番号５番から７番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いします。

加園秀信委員

さる 10 月６日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号８番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっています。

提出番号９番については、申請地には柿・梅・栗が定植されている状況で、引き続き農地として再生利用が可能であると判断しました。

以上のことから、提出番号９番については、非農地証明の範囲と認められないため、発行否。

提出番号８番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、尚一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

さる 10 月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 10 番については、20 年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 11 番については、20 年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 12 番については、20 年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 13 番については、不耕作により原野状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

なお、こちらの申請のうち３筆の土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市農業政策課に確認したところ、長期にわたって原野状態となっていることから、農業委員会として非農地と判断することについてはやむを得ないとの意見をいただいています。

提出番号 14 番については、20 年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 15 番については、20 年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号 16 番については、不耕作により原野状態となっており、再生利用が困難な状況となっております。

なお、こちらの土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市農業政策課に確認したところ、長期にわたって原野状態となっていることから、農業委員会として非農地と判断することについてはやむを得ないとの意見をいただいています。

提出番号 17 番については、20 年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

なお、こちらの土地については、農用地区域内農地となっておりますので、所管する市農業政策課に確認したところ、20 年以上前から宅地として利用していることから、農業委員会として非農地と判断することについてはやむを得ないとの意見をいただいています。

提出番号 18 番については、20 年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号 10 番から 18 番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第５号の説明及び報告が終わりました。

提出番号９番は証明発行否との報告がありましたので、先に審議します。

提出番号９番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見ともにないようですので、これにて提出番号９番に対する質疑を終結します。これより、採決します。
提出番号９番については、「加園」委員報告のとおり証明発行「否」とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第５号　現況証明の発行可否についての提出番号９番は、証明発行否とすることに決定します。
　続きまして、提出番号１番から８番、10番から18番について、審議します。
　質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

　質問、意見共にないようですので、提出番号１番から８番、10番から18番に対する質疑を終結します。これより採決します。
　提出番号１番から８番、10番から18番については、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第５号　現況証明の発行可否については、の提出番号１番から８番、10番から18番は、証明発行可とすることに決定します。

議案第６号　買受適格証明の発行可否について

議　　長（飯野　和男）
　次に、議案第６号　買受適格証明の発行可否についてを議題といたします。
　事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）
　議案第６号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議　　長（飯野　和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。
茎崎地区分について、蛯原委員、お願いいたします。

蛯原　昇委員
さる10月７日に行なった現地調査、並びに審議結果について報告します。
提出番号１番については、野菜を作付けしている農家で、公売参加予定地には、野菜を作付けする計画です。
以上のことから、提出番号１番については、農機具等も確保しており、農地法第３条第２項各号に該当しないため、証明しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議　　長（飯野　和男）
ありがとうございました。
以上で、議案第６号の説明及び報告が終わりました。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、議案第６号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第６号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第６号　買受適格証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

議案第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議　　長（飯野　和男）
次に、議案第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書24ページになります。
議案第７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」御説明いたします。
こちらは、市長より令和８年９月18日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。
整理番号１番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。
以降整理番号27番までのとおりとなり、豊里地区16件、谷田部地区２件、茎崎地区２件、大穂地区２件、筑波地区４件、桜地区１件となります。
なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。
以上でございます。

議　　長（飯野　和男）
ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号１番から 17 番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。
整理番号 18 番から 27 番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、これにて整理番号18番から27番に対する質疑を終結します。これより採決します。
整理番号18番から27番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号18番から27番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。
続きまして、整理番号１番から16番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員　退席）

議　　長（飯野　和男）
それでは、整理番号１番から16番について質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、これにて整理番号１番から16番に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　整理番号１番から16番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号１番から16番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。
　中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員　復席）

　続きまして、整理番号17番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、飯泉委員の退席を求めます。

（飯泉厚彦委員　退席）

議　　長（飯野　和男）
　それでは、整理番号17番について質疑に入ります。
　質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　質問、意見共にないようですので、これにて整理番号17番に対する質疑を終結します。
　これより採決します。
　整理番号17番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
　異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第７号　農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号17番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

飯泉委員の復席を求めます。

（飯泉厚彦委員　復席）

議案第８号　農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議　　長（飯野　和男）

次に、議案第８号　農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第８号、地域計画の変更について御説明いたします。

議案書 51 ページになります。

令和７年３月にした地域計画について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定により地域計画変更時にも、市町村は農業委員会へ意見を求めることとなっています。

該当は４区域で、　第５区は計画への位置づけが１筆、第７区は計画への位置づけが 13 筆、第 11 区は計画への位置づけが２筆、第 13 区は計画への位置づけの取りやめが 10 筆で、計 26 の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域の達成に支障を及ぼすおそれがないと考えると回答することでよろしいでしょうか。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議　　長（飯野　和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第８号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第８号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第８号　農業経営基盤強化促進法第 19 条第６項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定いたします。

議案第９号　非農地の決定について

議　　長（飯野　和男）
次に、議案第９号　非農地の決定についてを議題といたします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）
議案第９号、非農地の決定について御説明します。
議案書 52 ページになります。
農地法第 30 条に規定される農地利用状況調査により、再生利用が困難な農地として分類された農地を、農地法第２条第１項に規定される農地に該当しないと決定するものです。
対象筆数は 107 筆、面積は合計 42,851.45 ㎡です。
今回は一般の土地所有者ではなく、国土交通省等の官公庁のみを対象としています。
以上となります。

議　　長（飯野　和男）
ただいま事務局の説明がありました。
これより質疑に入ります。
質問、意見等ありましたらお願いいたします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、これにて議案第９号に対する質疑を終結いたします。
これより採決いたします。
議案第９号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第９号　非農地の決定については、原案のとおり農地に該当しないことを決定いたします。

議　　長（飯野　和男）
次に、日程第３、報告第１号から第６号についてですが、内容は議案書59ページから88ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。

報告第１号から第６号について、質問等ございませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議　　長（飯野　和男）
質問、意見共にないようですので、報告第１号から報告第５号について終了します。

閉会の宣告

議　　長（飯野　和男）
以上で、議案の審議並びに報告事項は終了しました。
それでは、これをもちまして、令和８年第10回総会を閉会します。

【午後２時38分　閉会】

議　　長

農業委員会委員

農業委員会委員